平成15年12月5日宣告

平成14年(わ)第1724号, 平成15年(わ)第692号

覚せい剤取締法違反,殺人未遂被告事件

文

被告人を懲役3年6月に処する。

押収してある薬包紙に包まれた覚せい剤結晶2包(平成15年押第29号の1,2) および覚せい剤結晶粉末1包(同押号の3)を没収する。

理 ほ

(罪となるべき事実)

被告人は,

第1 平成13年12月12日午前零時25分ころ,京都市××区【以下省略】〇〇橋上において,自己が運転していた普通乗用自動車の進路をA運転の普通乗用自動車によって塞がれたため停止した後,発進しようとしたところ,上記A運転車両から降りてきたB(当時36歳)が,進路に立ち塞がり,さらに被告人運転車両の前部ボンネット上に飛び乗ってきたため,この場から直ちに去らなければ,上記BおよびAから暴行を加えられるなどと考えて,身の危険を感じ,自己の身体を防衛するため,上記Bをボンネット上に乗せたまま自車を発進させ,防衛の程度を超えて,走行中の同車の前部ボンネット上から同人を路上に転落させれば,同人が死に至るかもしれないことを認識しながら,あえて,時速約60キロメートルで疾走しつつ,同車を蛇行させるなどしながら,約2.5キロメートルにわたって同車を運転して走行し,同日午前零時30分ころ,同区【以下省略】先路上において,同車のボンネット上から同人を振り落として路上に転落させ,よって,同人に加療約2週間を要する頭部外傷,顔面裂創,両肘両膝打撲擦過傷の傷害を負わせたが,同人を殺害するに至らなかった

第2 同日, 同区【以下省略】駐車場に駐車した普通乗用自動車内において, 覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩酸塩を含有する結晶粉末合計約0. 295グラムを溶かした水溶液合計約0. 45ミリグラムおよび同様の結晶粉末約0. 065グラ

ムをみだりに所持した

ものである。

(証拠の標目) 【省略】

(累犯前科および確定裁判)

【省略】

(法令の適用)

一被告人の判示第1の所為は刑法203条, 199条に, 判示第2の所為は覚せい剤取締法41条の2第1項にそれぞれ該当するところ, 判示第1の罪について所定刑中有期懲役刑を選択し, 上記の前科があるので刑法59条, 56条1項, 57条により判示各罪の刑についてそれぞれ3犯の加重をし(判示第1の罪の刑については同法14条の制限に従う), 以上の各罪と上記確定裁判があった罪とは同法45条後段により併合罪の関係にあるから, 同法50条によりまだ確定裁判を経ていない判示各罪について更に処断することとし, なお, 判示各罪もまた同法45条前段により併合罪の関係にあるから, 同法47条本文, 10条により重い判示第1の罪の刑に同法14条の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役3年6月に処し, 主文掲記の覚せい剤結晶2包および結晶粉末1包は, 判示第2の罪に係る覚せい剤で被告人の所有するものであるから, 覚せい剤取締法41条の8第1項本文によりこれを没収し, 訴訟費用は, 刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。(弁護人の主張に対する判断)

1 弁護人は、判示第1の事実について、①被告人は、確定的にも未必的にも、殺意を有していなかった、②被告人は、普通乗用自動車を運転中、Aが運転する自動車に 進路を塞がれて停止したところ、A運転車両から降りてきたBおよびAが、棒切れ様の

進路を塞がれて停止したところ、A運転車両から降りてきたBおよびAが、棒切れ様の物を手にして立ちはだかったので、危険を感じ発進しようとしたところ、Bがボンネット上に乗ってきたため、同人らから暴行されるのを避けるために、自車を発進させ、停車すれば、Bおよび自動車を運転して追尾してくるAから、危害を加えられるおそれがあったから、やむを得ず自車を走行し続けたものであって、被告人の行為は正当防衛

であり,被告人は無罪である旨主張している。 そこで,以下検討する。

2 本件に至る経緯や前後の状況等について、BおよびAは、それぞれ公判廷で証人として以下のように供述している。

(1) Bの供述

- ① 私は、平成13年12月11日、仕事を終えてから午後11時ころまで、勤務先の同僚であるAと飲酒しながら食事をした後、同人と別れ、帰宅するため京都駅に行った。ところが、最終電車が既に出た後であったため、Aに連絡を取って、同人の家に泊めてもらうこととし、タクシーで国道△△号線の**交番の手前まで行き、Aが迎えに来てくれるのを待った。私が、その辺りの路上に大の字になって寝ていたというようなことはない。
- ② 私がAを待っていると、20歳くらいの男性が、何こっち見てんねんという感じで因縁をつけてきた。そして、別の男性がもう1人、何やねんという感じで近づいてきて、その男性から、いきなり顔面を手拳で殴られ、押し倒されて尻餅をついた。その殴りかかってきた男性が、被告人であったかどうかは記憶にない。その男性1人に殴られたのか、最初に因縁をつけてきた男性からも殴られたのかについても、はっきり覚えていない。
- ③ その後, 私が, 立ち上がり, 呆然としていると, 私を殴った男性が運転する白いセダンタイプの車(以下「白い車」という)が, 国道△△号線を北西方向に走り去るのが見えた。私は, なぜ殴られたのかも分からず, その理由を聞きたいと思っていたところ, 折しもそこに, Aが, 普通乗用自動車を運転して迎えに来たので, その助手席に乗り, 同人に事情を説明し, そのまま同人の運転で, 先に走り去った白い車を追い掛けることにした。
- ④ 〇〇橋上で白い車が止まっているのを見つけた。白い車を止めるために、A運転車両が、白い車の前に出て覆い被さるようにしたり、止まれと言ったりしたかについては、記憶が定かでない。A運転車両は、白い車の後方に停止し、私は、車から降りて、白い車の前方に回り、運転していた男性に対し、降りてくるように手招きをしたか、声を掛けるなどしたが、そのどちらであったかは、はっきり覚えていない。そのとき、私は、車から1人で降り、手ぶらで白い車の所まで行っており、木刀や竹刀その他棒切れの様な物を持っていたということはない。
- ⑤ 白い車から男性が降りてこないので、同車に更に近づいたところ、同車が動き始めたため、私は、そのボンネットに飛び乗ってしがみついた。飛び乗るときの体勢は覚えていない。白い車の窓が開いていたので、左手で運転席側の、右手で助手席側の各窓枠の一番上辺りをつかんだ。私の顔は、フロントガラスの真ん中辺りに位置したと思う。私は、先刻一方的に殴られたことに納得がいかず、とりあえず私を殴った男性と話をしたいと考えており、そのようにしてボンネットに飛び乗れば、白い車は停止し、男性が、降りてきて話合いに応じると思っていたが、白い車は、そのまま急発進し、国道△△号線を北向きに走り始めた。
 - ⑥ 白い車は、蛇行したり、急ブレーキをかけたりしながら走行し、私は、振り落とされないよう必死にしがみついた。速度は、時速80キロメートルくらい出ていたと思う。走行中、運転している男が何か叫んでいたが、聞き取れなかった。私は、何も言わなかった。途中で、窓を閉められて手を挟まれ、痛いのを我慢してしがみついていたが、歩道に当たったような衝撃で右手が外れ、急ブレーキをかけられて振り落とされた。落ちたのは、白い車の右前辺りであったと思う。

(2) Aの供述

- ① 私は、Bと飲食し、別れて帰宅したところ、同人から、終電に乗りそびれたとの連絡を受け、同人を私方に泊めることにした。午前零時を回ったころ、Bから、近くのコンビニエンスストアに着いたので迎えに来てほしいとの電話があり、私は、自動車を運転して**の口口ストアに向かった。その電話の際のBの口調は、特に呂律が回らないということもなく普通であったが、電話口で何かもめているような感じの声が聞こえた。
 - ② **の口口ストアの辺りへ着くと、Bは、尻もちをついて地面に座っていた。私が、どうしたのかと声を掛けると、Bは、殴られたと言った。Bの顔は、少し腫れていたようだった。
- ③ Bから事情を聞くと、同人を殴った犯人は、白い車で逃げたとのことであり、国道 △△号線を北西方向に走っていく白い車が見えたので、同人に「あの車か」と尋 ねると、そうだという答えであったので、私の車の助手席に同人を乗せて、その 白い車を追い掛けることにした。
- ④ 追い掛けていくと、白い車が○○橋の上で止まったので、私もその後方に停車した。私が、白い車の前に自車を出して覆い被さるように停止したことはないし、止まれなどと言ったこともない。なぜ白い車がそこで止まったのかは分からない。Bは、車から降りて、白い車の方へ歩いていき、少し遅れて私も車から降りた。私やBが、木刀や竹刀等棒切れの様な物を持って降りたということはない。

- ⑤ Bは、白い車の運転者と、運転席側の窓越しに何か話していたようであったが、私が近づいて行くと、Bが、白い車のボンネットに乗ってしがみつき、そのままの状態で白い車が発進した。Bは、腕を広げてフロントガラスの両端の枠を掴んでいたと思うが、そのとき白い車の窓が開いていたかどうか、開いていたとしてその両側が開いていたかどうかなどは、よく分からない。後で、Bから、窓を閉められたなどと聞いているので、おそらく開いていたのだと思う。
- ⑥ 私は、Bのことが心配で、自分の車に乗って国道△△号線を北上する白い車を追い掛けた。白い車は、一番速いときで時速80キロメートルくらいの速度が出ており、急ブレーキをかけたり、蛇行するなどしながら走行していた。しばらく走ったところで、白い車が左側の歩道の縁石に当たり、その拍子にBの片手がフロントガラスから離れ、間もなく、その姿が白い車のボンネット上から見えなくなった。
- 3 他方,被告人は、捜査公判を通じて、以下のとおり供述している。
- (1) 私が、本件当日、普通乗用自動車を運転して、国道△△号線を京都市内に向かい北進していると、Bが、車道に大の字になって寝ころんでいた。私は、そのままでは事故になるかも知れないからBを起こそうと思い、同人の手前に車を止めてクラクションを3回鳴らした。Bは、起き上がり、「なんや、こら、やかましいのう」などと言って、私の車の運転席側に歩いてきたので、私が「酔っ払い、はよ、どっか行かんかい」などと言うと、Bは、車の窓から手を入れてきて、私の胸ぐらを掴もうとした。私は、その手を払いのけて、車を発進させた。
- (2) 10メートルくらい進んで、バックミラーを見ると、Bが、私の後続車両に乗っていた 男性に絡んで、同人を車から引きずり出すなどしていた。私は、Bを起こした自分に 責任があると思い、車を止めて降り、Bらがいる口口ストアの辺りへ行った。そし て、Bに、「関係ない人間に、何いちゃもんつけとんねん、ええ加減にせぇよ」などと 言うと、同人が、「おまえらが通る道だけと違うんやぞ」などと反論してきたため、か っとなり、同人の頭か顔を1回手で殴ったところ、同人は、ふらついて倒れたので、 そのまま自分の車に戻って北に向けて車を発進させた。
- (3) その後、〇〇橋の中央付近を走っていると、後方からすごいスピードで車が追い掛けてきて、私の車の前方に斜めに覆い被さるようにして止まったので、私も急停車したところ、追い掛けてきた車の助手席から、Bが、棒切れの様な物を持って降りてきた。その棒切れは、80センチメートルから1メートルくらいの長さで、太さは普通の木刀程度であり、色は、茶色の少し焦げたような感じのものだった。Bは、その棒切れを振りかざして、「こいつや、こいつや」などと言っていた。追い掛けてきた車の運転者も、遅れて降りてきて、私の車の前に来た。その男性も、ぶら下げるような感じで、棒切れの様な物を持っていた。私は、その時、棒切れでどつかれるか、車をぼこぼこにされるか、何かされるだろうと思ったので、ユーターンして立ち去ろうと考えた。しかし、後ろから別の車が来ていたためユーターンすることができず、Bらの乗ってきた車の横をすり抜けて北に向かうことにして、車を発進させた。
- (4) 私が、Bらが乗ってきた車の右側を通り過ぎようとすると、Bが、両手を左右に大き く広げて私の車の前に立ちはだかった。私は、車を止めて、「おい、どけ、こら」など と言ったところ、Bは、何も言わず、私の車のボンネットに乗ってきた。私は、更に 「どけ、降りい、降りんかったらこのまま走ってまうぞ」と言ったところ、Bから「おう、 走れるものなら走ってみい」などと言われて、かっとなり、関わりたくないので、その 場から早く立ち去りたいとも思い、そのまま車を発進させた。
- 場から早く立ち去りたいとも思い、そのまま車を発進させた。
 (5) Bは、ボンネットの根元のワイパーが取り付けられているところに、左右の手を入れてしがみついていた。私の車の窓は、運転席側が少しだけ開いており、助手席側は閉まっていた。私は、車を走らせながら、「頼むから降りてくれ」とBに何度も言ったが、同人は、「振り落とせるものなら、振り落としてみい」などと言っていた。私の車の速度は、せいぜい時速40キロメートルくらいで、時速70キロメートルも出ていたようなことはない。
- (6) 私は、Bをどうにかして振り落とそうと思い、蛇行運転をしたり、急ブレーキをかけたりした。Bは、ボンネットの上で振り子のように左右に揺れていた。約2.5キロメートル走ったところで、私が、左に急ハンドルを切って車を横に振ると、Bは、力尽きた様に左側へ落ちた。落ちたのは歩道側ではあったが、歩道に落ちたのかどうかは分からない。私は、やっと逃げられると思い、安心して走り去った。
- (7) Bは、ボンネットに乗ったとき棒切れを持っていなかったが、同人と一緒にいたAが、車で私の車を追い掛けてきていたし、私が車を止めれば、BやAが、棒切れを持って殴りかかってくるかもしれないと思い、身の危険を感じていた。今考えれば、Bをボンネット上から振り落とせば、負傷させたり、他の車両に轢かれて命を落とす

ような危険があったとは思うけれども、その時は、自分の身を守ることに精一杯で無我夢中だったので、Bの身の安全に対する配慮などしている余裕は全くなかった。

- 4 以上のとおり、BとAは、大筋において符合する供述をしているのに対し、被告人は、 これと食い違う供述をしている。そこで、まずBおよびAの各供述について、その信用 性を検討する。
 - (1) Bは、本件のそもそもの発端となる経緯について、Aが迎えに来るのを待っていた際、被告人と思われる男性らから因縁をつけられ、いきなり殴られたなどと供述し、被告人が述べているように、自分が車道上に大の字になって寝ており、それを被告人に注意されるような出来事はなかった旨供述している。

しかし、被告人が、見ず知らずのBに対し、わざわざ車を停止させて、何の理由もなく因縁をつけ、いきなり殴りかかるなどというのは、まことに不自然であり不合理でもある。反面、被告人が述べるように、このときBが車道上に大の字に寝ていたことが、事の発端であるとすれば、それは同人の落ち度に他ならない。そうすると、Bが、そのことを意図的に隠すような供述をしたとしても不思議ではない。

(2) BおよびAは、いずれも、Aの運転する車にBが同乗して被告人車両を追跡したところ、〇〇橋の上で被告人の車が突然停止したなどと供述し、被告人が述べるように、A運転車両が、被告人の車の前に出て覆い被さるようにして、被告人の車を停止させたようなことはなかった旨述べている。

しかし、〇〇橋上の当時の交通量や状況等に照らせば、被告人が、何の理由もないのに、あえて同所に車を停止させるとは考え難い。被告人が、後続車に追走されていることに気付いていたとしても、追いつかれないよう速度を上げるなどの対応をとることなく、特にやむを得ない事情もないのに、わざわざ同所を選んで、自らの意思で停車するというのは、やはり不自然であるとの感を否めない。

(3) Bは、被告人車両の運転席と助手席の窓枠の上部にしがみついていた旨述べ、A もこれに沿う供述をしている。

しかし、被告人車両のボンネット上には、フロントガラスから約84センチメートルの位置に金属の様な固い物で左右に擦られてできたと認められる傷がついているところ、当時のBの着衣にかんがみると、上記傷は、同人着用のズボンのベルトのバックルによってついたと認定するのが最も妥当である。そして、Bの身長、体格等に照らすと、Bらの供述する体勢では、ボンネット上のもっとフロントガラス寄りに傷がついた筈であって、上記の位置に傷がつくとは考えられず、同人らの供述とボンネット上の傷との整合性には疑問があり、むしろ、被告人の供述のとおり、Bが、ボンネットの取付部に左右の手を入れてしがみついていたと認定する方が、傷の位置と整合するというべきである。

また、Bが、左右の窓枠に手をかけた状態でボンネット上に乗っていたとすれば、同人の顔面や上半身がフロントガラスの中央付近を覆う筈であるから、そのような状態で、なぜ、被告人車両が曲がりなりにも不都合なく走行できたのか、疑問なしとしない。

「そもそも、本件が、12月中旬ころの深夜の出来事であることからすると、被告人が、本件当時運転席側の窓は僅かしか開いておらず、助手席側の窓は閉まっていたから、Bが、その窓枠をつかむことはできなかった筈である旨述べているのは、もっともな面があるというべきである。Bは、途中で窓が閉められ、それでも窓枠から手を離さずにしがみついていたなどとも述べているのであるが、仮にそのような状況があったとすれば、同人が、窓に挟まれた指の痛みに果たして耐えることができたのか疑問であり、また、手指に特段の負傷を負った形跡がないのも不自然である

そうすると、被告人車両の窓枠に手を掛けてしがみついていたなどするBらの供述は、客観的な証拠との整合性もなく、不自然というほかない。

(4) 以上のほか、Bは、覚えていない、記憶がないなどと述べたり、曖昧な供述をしたりすることが多く、同人が、本件当時酒に酔っていたことや、同人の供述は、本件から約1年7か月も経過した後のものであることを考慮すれば、Bの記憶の正確性は低いというべきである。

また、Aの供述内容にも全体として曖昧な点が多く、B同様当時酒に酔っていたことなどに照らせば、その依拠する記憶の正確性には疑問がある。そして、Aは、Bと親しい間柄にあり、同人を庇うために、同人の落ち度となる部分を隠そうとする意図が、その供述内容に少なからず影響を与えていることも否定できない。

なお、BとAの各供述は、被告人車両が、先に〇〇橋上で停止していたこと、Bと

Aは棒切れなどを持っていなかったこと、Bが被告人車両の窓枠に手を掛けてしがみついていたことなどの諸点について一致しているけれども、両者が親しい関係にあり、Aが、Bから聞いた話に基づいて供述することも十分あり得ることや、実際に、Aは、Bから聞いた話に基づく記憶であるとして述べている部分もあることにかんがみると、両者の供述内容が一致していることによって、必ずしもその供述の信用性を相互に高めるものでないことは明らかである。

- (5) 以上からすると、BおよびAの各供述は、その内容に不自然不合理な点も少なからず認められ、いずれもこれを全面的に信用することは躊躇せざるを得ない。
- 5 次に、被告人の供述の信用性について検討するに、被告人は、Bを殴った経緯やボンネットに乗せて走ることとなった経緯、犯行状況等について、当時の心境を交えて迫真的に供述しており、その供述する一連の内容は、大筋において捜査段階から一貫している上、後述の点を除き、概ね合理的なものと認められる。

もっとも、被告人が、Bらが棒切れの様な物を持って車を降り、これを振りかざすなどしながら被告人の方に迫ってきた旨述べている点については、本件が偶発的に起こった出来事であることにかんがみると、Bらが、棒切れの様な物を事前に準備し、あるいは、このとき都合良くそのような棒切れが車中にあって、これを持ち出したものであるとは考え難い。この点、被告人は、判示第2の覚せい剤取締法違反の被疑事実により逮捕され、当初その取調べを受けていた際には、これにまつわる一連の状況の概要を述べていながら、Bらが棒切れの様な物を持っていたことについて供述した形跡は窺われず、その後、時を追うに連れ、その供述が詳細の度合いを増してきているとの印象を受けることも否めない。

また、被告人は、被告人車両の走行速度について、捜査段階においては、時速60キロメートルないし70キロメートルくらいであった旨述べていたものの、公判廷においては、前述のとおり、時速30キロメートルか40キロメートルであったなどと供述している。しかし、〇〇橋北詰からBがボンネットから転落した地点に至るまでの被告人車両が走行した道路は、片側二車線の国道であり、本件当時は、深夜で交通量も閑散としていたことなどの客観的な状況に加え、被告人は、自己を身の危険から守るため、ボンネット上に乗ったBを振り落とそうと必死であり、同人の身の安全に配慮する余裕すらなく、しかも、後方から追尾してくるA運転車両から懸命に逃れようとしていたことなども認められるのであるから、当時、被告人が、公判廷で供述する程度の速度で走行していたとは、およそ考え難い。この点に関する被告人の捜査段階における供述にも、特に捜査官の誘導等が働いたとみるべき事情は窺われない。

そして、これらの点については、総じて、被告人が、自己弁護をすべく、Bらの行動を殊更誇張して供述したり、自らの行動を控えめに供述することも、十分考えられるところである。

そうすると、被告人の供述にも、少なくとも以上に指摘した2点において、にわかには信用し難い面があることは否定できない。

しかし、BおよびAの各供述は、前述のとおり信用できず、他方で、被告人の供述は、上記の2点を除く事件の一連の経過については、概ね合理的で首肯できるものというべきであるから、上記の2点を除くその余の事実経過については、被告人の供述に沿って認定するほかない。

6 以上の検討から認められる事実関係をもとに、殺意の有無を検討する。

被告人車両は、Bが、ボンネット上に、その根元のワイパー取付部に手を入れてしがみついた状態で、少なくとも時速約60キロメートルで、約2分50秒の間、約2.5キロメートルの距離を走行したものである。走行していた道路は、舗装された片側二車線の国道で、深夜のため交通量が少なかったとはいえ、全く車の通行がなかったわけではない。被告人は、Bを振り落とそうとして、蛇行運転をしたり、急ブレーキをかけるなどしていたもので、同人が怪我をしないようになどと、運転方法に気を配るなどの配慮をしたことはない。

このような走行速度,走行時間,運転態様,Bの体勢等に照らせば,同人が,当時36歳の男性で,比較的体力があると考えられることや,現場の交通量の少なさ等を考慮しても,被告人の一連の運転行為は,これにより,Bが,ボンネット上から転落して相当の衝撃を受けることはもとより,被告人車両または後続車両や対向車両により轢過されるという事態に至り得ることも容易に予想されるところであって,Bの死亡という結果を招く危険性の極めて高い行為であったと認められる。被告人自身も,当時は無我夢中であったけれども,今から考えれば,危険な行為だと思うと述べており,これらの事実を認識しながら,敢えてBを振り落とそうとして,急ブレーキをかけたり蛇行運転をするなどしながら,約2.5キロメートルも走行したものであるから,同人を死亡さ

せることについて、少なくとも未必の故意を有していたことは優に認められる。

- 7 次に、本件の運転行為が正当防衛である旨の弁護人の主張について検討する。
 (1) 本件運転行為に至るまでのBらの言動の経過等については、①Bは、車道上に大の字に寝ころがっていたところ、被告人からクラクションを鳴らされて起こされた際、被告人車両の運転席側の窓から手を入れて、被告人の胸ぐらを掴もうとするなどしたこと、②その後、Bは、被告人の後続車両に乗っていた男性を車両から引きずり出すなどし、被告人に咎められて顔ないし頭を殴られるなどしたため、走り去った被告人車両をA運転車両に乗って追尾し、〇〇橋上の中央付近で、被告人車両の前にA運転車両を割り込ませて、無理やり被告人車両を停止させたこと、③Bは、車から降りて、「こいつや、こいつや」などと言いながら、被告人車両の方に向かい、Aもこれに続いたこと、④被告人が、一旦車をバックさせた上、前進してその場から逃げようとしたところ、Bは、被告人車両の前に立ちはだかって、その進行を妨げたこと、⑤更に、Bは、被告人車両のボンネット上に飛び乗り、降りるよう言う被告人に対し、「走れるものなら走ってみい」などと言って、ボンネット上から降りようとはしなかったこと、⑥Aは、被告人車両がボンネット上にBを乗せて走り出すや、自己の車を運転して終始被告人車両を追尾していたことなどの各事実が認められ
 - (2) Bが, 執拗にもA運転車両で被告人車両を追尾し、これを無理矢理停止させた上、Aと共に車を降りて、「こいつや、こいつや」などと言いながら被告人車両に近づき、その後、現場から走り去ろうとする被告人車両の進行を頑なに妨げるなどした一連の行為は、それに先だって車道上に寝ていたところを被告人に注意され、更に後続車両の運転者らに因縁をつけるなどしていたところを咎められ、殴られるなどしたことへの報復を意図した行動であることは、客観的にも明らかであったというべきであり、被告人が、身の危険を感じた旨述べているのは、まことに無理からぬところである。Bらが、被告人車両に近づく際、棒切れの様な物を持っていたか否かについては、Bらの供述と被告人の供述とが齟齬しており、この点、これを持っていたとする被告人の供述が、にわかには信用し難いものであることは既に述べたとおりであるけれども、このとき、Bらが素手の状態であったことを前提としても、Bは、Aの加勢を得て終始2人で行動しており、被告人車両に追いついて、これを停止させる際の強引なやり方や、その後のBの挑発的な言動等にも照らせば、Bらが、被告人に対する暴行等何らかの報復行為に及ぶ危険性は、既に相当程度顕在化した状況にあったというべきであり、客観主観の両面において、被告人の身にはそれ相応の危険が迫っていたものと認めるのが相当である。

そして,被告人車両が,ボンネット上にBを乗せたまま走行を開始して以降も,その後方から,終始,A運転車両に追尾されていたのであるから,被告人が,仮に途中で停車すれば,BおよびAから暴行を受けるなどの恐れも,なお十分に継続していたものと認められる。

そうすると、被告人が本件の運転行為を開始するまでのBの一連の行動は、被告人に対する急迫不正の侵害に当たると認めるのが相当であり、被告人の本件運転行為は、それから逃れるため、自己の身体等の安全を守ろうとの意図に出た防衛行為にほかならないというべきである。

なお、被告人がBらに追われることとなったそもそもの発端は、被告人が、Bを殴打するなどしたことにあると認められるものの、そのような殴打に至った経緯自体、B自身の非による部分も少なくないと認められる上、この殴打の時点においては、その後、Bが、Aの加勢を得て、被告人を追尾してくるなどとは到底予測し得べくもなかったのであるから、このような事情は、何ら上記の認定を左右しない。また、被告人は、本件運転行為に及ぶに際し、一面では、Bに対する憤りから痛い思いをさせてやろうなどとの積極的な意図を有していたことも否定できないものの、上記経緯等に照らし、そのような意図があるからといって、自己の身を守るためBらから逃れようとの意思が払拭されるものとは考えられない以上、この点も上記の認定を左右しない。

(3) しかしながら、上記急迫不正の侵害は、Bらが、被告人に対し暴行を加えるなどして一定の報復行為に及ぶことをその内容とするものであると認められるのに対し、被告人は、これから逃れるため、Bをボンネット上に乗せたまま本件運転行為を開始し、同人の身の安全を全く省みることなく、むしろ、振り落とすべく、高速で蛇行運転し、急ブレーキをかけるなどしていたものであるところ、このような運転態様が、Bの生命の安全に対する危険を多分に含むものであることは既に述べたとおりであって、かかる被告人の運転行為が、Bから受ける可能性のあった侵害の程度と著

しく均衡を失し、度を超したものであることは明らかである。また、被告人としては、 より低速で走行し、車道上にBが転落することがないよう、急ブレーキや蛇行運転 を控え, より安全な場所に走行して他人に助けを求めるなど, Bの生命身体等の安 全にいささかでも配慮した行動が可能であったと認められることなどにも照らせば, 被告人の本件運転行為は、自己の身体の安全を守るための防衛行為としては、や むを得ない程度を越えたものであったといわざるを得ない。

(4) そうすると、被告人の本件運転行為は、Bによる急迫不正の侵害に対する防衛行 為であったと認められるものの、それは防衛行為としての相当性を逸脱した過剰な

ものであったというべきである。

したがって、被告人の本件運転行為に正当防衛は成立せず、刑法36条2項にい う「防衛の程度を越えた行為」としていわゆる過剰防衛に該当するものと認めるの が相当である。

(量刑の理由)

本件は,被告人が,運転する普通乗用自動車のボンネット上に男性を乗せて走行し 同人を死に至らしめるかも知れないことを認識しながら、蛇行運転するなどし、同人を路 上に転落させて傷害を負わせ(判示第1), その直後, 覚せい剤をみだりに所持した(判示 第2)という事案である。

判示第1の犯行は、ボンネット上の被害者の安否を気遣うこともなく、高速で自動車を 走行させ、しかも、被害者を振り落とすべく、急ブレーキをかけたり、蛇行運転をしたりし たもので、その態様は、まことに危険で悪質である。被害者を振り落とせば、被告人車 両または後続車等に轢かれる可能性等があることは容易に想像できることで、被害者 の生命への危険性は大きい。走行中、被害者が相当の恐怖を味わったであろうことは 想像に難くない。

判示第2の犯行は,覚せい剤を自ら使用する目的で所持していたものであるところ,被 告人は、14歳のころから覚せい剤を使用し始めて以来、断続的にしろ使用を継続し、本 件当時は、1日に3回くらい使用することもあったというのであり、覚せい剤取締法違反 の前科が3犯あったことも併せ考えれば、被告人が、覚せい剤を常習的に使用していた ことは明らかで、覚せい剤への依存性親和性も顕著である。

以上からすれば、被告人の責任は重い。

しかし、判示第1の犯行は、犯行に至る経緯にかんがみると、被害者の落ち度も大きく、被告人が本件犯行に及んだのは、被害者の行為に恐怖を感じて逃げようとしたこと にあり,その意味では無理からぬ面があったことも否めない。被告人は,殺意を争うなど しているものの,被害者に対する謝罪の気持ちを述べるなど,反省の態度を示し,また, 今後は覚せい剤をやめる旨述べて,更生の意思を示している。また,被告人は,本件各 犯行後に犯した覚せい剤自己使用の罪で懲役刑に処せられ、 現在受刑中であり、 本件。 各犯行は、確定裁判に係る罪と併合罪の関係にある。

そこで、これらを総合考慮して、主文のとおり量刑した。 平成15年12月5日

京都地方裁判所第2刑事部

英 裁判長裁判官 楢 崎 康

裁判官 神 大 助 田

裁判官 矢 野 仁 美